

鳥取市ふるさと村推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと村推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は本市で収穫される新鮮で安全な農山漁村の特産品を宅配便で全国のふるさと会員に発送するために必要な補助金を交付し、もって全国の消費者に本市への理解を深めてもらうとともに、生産者の農林水産物、加工品に対する認識を高めることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、トットリ・アフトピア協会が行う鳥取ふるさと宅配便の発送、PR等の事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、トットリ・アフトピア協会とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は補助対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。